



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 3 月 7 日 (木 曜 日) 第 489 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知 (5 件) …………… (“) 3
- 保安林の指定解除…………… (“) 4

頁

- 林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (森林経営課) 4
 - 農用地土壌汚染対策地域の指定解除…………… (農業普及技術課) 4
 - 牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の監視伝染病の発生予防のための検査の実施… (家畜防疫対策課) 4
 - 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 5
 - 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 6
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 6
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 6
 - くろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 7
 - 公共測量の終了の通知…………… (管理課) 7

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第7号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表 (第2条関係) [略]	別表 (第2条関係) [略]
付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業及び加工・業務用野菜日本一産地確立事業に係る補助金 5～30 [略]	付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、 <u>加工・業務用野菜日本一産地確立事業及び施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業</u> に係る補助金 5～30 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 121号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
原田歯科医院	西臼杵郡高千穂町大字三田井1148-32	令和5年12月1日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市祝吉町5006番1	令和6年1月1日
IZUMI FAMILY CLINIC	延岡市中の瀬町1丁目5935番1	令和6年1月1日

宮崎県告示第 122号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら調剤薬局 都城店	都城市大王町26街区15号	令和5年10月31日
さくら調剤薬局 高千穂店	西臼杵郡高千穂町大字三田井 506-1	令和5年10月31日

宮崎県告示第 123号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
上利 拓哉 凜整骨院	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和6年2月16日

宮崎県告示第 124号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
北條 健人	美郷町国民健康保険西郷病院	美郷町	内科	令和6年3月1日
角田 修	医療法人社団アブラハムクラブ ベテスダクリニック	都城市	循環器内科	令和6年3月1日

宮崎県告示第 125号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年5月1日から令和6年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 126号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字宇都3861-3、3861-4、3863-17、3863-49
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 127号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字羽田2033-2、2047-1、2056、2065-1、2066-1、2068-1、2071
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 128号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字南平森上1874、1876-1、1876-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 129号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字小崎4739-3、4756-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 130号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町花見字池ノ内1710
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 131号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字小津留72-78-15（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 132号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1354	株式会社竹永通商	事業所の名称及び所在地	宮崎県都城市五十町1531番地18	宮崎県都城市今町7496番地

		生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所	苗木 宮崎県都城市今町7835	苗木 宮崎県都城市大岩田町6612-1
--	--	---------------------	--------------------	------------------------

宮崎県告示第 133号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第 139号）第4条第1項の規定により、次のとおり農用地土壌汚染対策地域の指定を解除した。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定を解除した年月日
令和6年2月15日
- 2 指定を解除した農用地土壌汚染対策地域
農用地土壌汚染対策地域の指定（昭和50年宮崎県告示第1315号）及び農用地土壌汚染対策地域の指定（昭和54年宮崎県告示第1511号）で告示した次の図に示す区域

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農業普及技術課及び宮崎県西臼杵支庁農政水産課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 134号

牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区域	実施の期日
牛	口蹄疫	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査 エライザ検査 ツベルクリン皮内反応 一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	県内一円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	ブルセラ症				
	結核				
	ヨーネ病				
	牛伝染性リンパ腫				
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	ランピースキン病				
	牛ウイルス性下痢				
伝達性海綿状脳症					
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査 一般臨床検査及び細菌		
	馬インフルエンザ				
	馬パラチフス				

	馬伝染性子宮炎		検査		
めん羊及び山羊	口蹄疫	実施区域内で飼育されているめん羊及び山羊で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び山羊として選定しためん羊及び山羊	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満18月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	ウェスタンブロット法		
豚等	口蹄疫	実施区域内で飼育されている豚等で、家畜保健衛生所が検査豚等として選定した豚等	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	豚熱				
	アフリカ豚熱				
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				
	豚流行性下痢				
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所が検査家きんとして選定した家きん	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ症		一般臨床検査及び細菌検査		
	鳥マイコプラズマ症				
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 135号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1 <u>小型機船底びき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第1種漁業を主として営む漁業及び小型まき網漁業（総トン数10トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。）</u> 2 <u>小型機船底びき網等漁業であって1に掲げる漁業以外のもの</u> 3～5 [略]	北浦加入区	[略]	1 <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して主に深海えびびき網漁業を行うもの及び総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまき網漁業を行うもの</u> 2～4 [略]
[略]			[略]		

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	218号	延岡市員の 畑町2903番 18地先から 同市舞野町 1469番22地 先まで	旧	8.0~ 17.6	564.3
				新	8.2~ 21.0	564.3

宮崎県告示第137号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 中村-2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日向市大字塩見字東ヶ迫2696番地先道路敷
2	” ” ” 2691番3
3	” ” ” 2691番3
4	” ” ” 字古城内2494番
5	” ” ” 2491番
6	” ” ” 2486番2
7	” ” ” 字上ノ坊2499番2
8	” ” ” 2499番1
9	” ” ” 字東ヶ迫2637番1
10	” ” ” 2637番2
11	” ” ” 2655番2
12	” ” ” 2659番4
13	” ” ” 2627番2地先水路敷

宮崎県告示第138号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2023- 2	松岡宗和	えびの市大字小田 字権太夫 596番地 31	6.10	30.48	令和6 年2月 19日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ本郷北方店
宮崎市大字本郷北方字池田4382番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年10月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,476㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 51台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 10台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 36㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 6.88㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和6年2月27日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間

令和6年3月7日から令和6年7月8日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年3月7日から令和6年7月8日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年2月28日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4月から9月まで）	11.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （10月から3月まで）	3.7トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4月から9月まで）	1.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10月から3月まで）	1.5トン

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業終了日

令和6年2月8日

--	--